

第4章 推進施策と取組

条例の第1章から第5章の趣旨を示した5つの施策の方向の下に、条例の条文に基づく24の推進施策を位置付け、46の取組を推進します。

施策の方向Ⅰ

広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援（条例第1章）

市民が条例への関心と理解を深める等により、子どもの権利に関する意識が普及するため、子どもの権利に関する啓発イベントや広報の実施、子どもの権利の学習機会の推進等に努めます。

推進施策（1）子どもの権利に関する広報

子どもの権利についての関心と理解を深めるために、子どもの権利に関する広報・啓発事業等を市と市民の協働のもとに行います。

1

計画期間の取組内容

かわさき子どもの権利の日（11月20日）の前後の期間において、市民と行政で協働し、かわさき子どもの権利の日事業をはじめとした子どもの権利についての広報・啓発事業を実施します。

[該当条文] 第5条（かわさき子どもの権利の日）

おもな所管

こども未来局

2

子どもの権利に関する理解と関心を深めるため、条例の認知度を上げるとともに、条例や子どもの権利の内容について、パンフレットの配布や講師派遣、親子向けイベントでの啓発活動等さまざまな媒体や手法を用いて子どもやその保護者に対して広報・啓発事業を実施します。

[該当条文] 第6条（広報）

こども未来局
教育委員会事務局

推進施策（2）子どもの権利学習

子どもの権利について理解が深まるよう、学習等を推進します。

3 計画期間の取組内容

親等による家庭教育の支援、「子どもの権利に関する週間¹⁵」をはじめとする学校教育、市民館等での人権学習等の社会教育により、子どもの権利に関する意識の普及等を推進します。

おもな所管

教育委員会事務局

4

学校や施設の職員、行政職員をはじめとする子どもの権利保障に関係するすべての者が条例について十分に理解し、子どもの権利に関する認識を深めるために、条例の意義や権利保障のあり方等についての研修を行います。

こども未来局
教育委員会事務局

5

川崎市子ども会議の開催や行政区・中学校区における子ども会議の取組の支援により、条例や権利についての子どもの自主的な権利学習を支援します。

教育委員会事務局

〔該当条文〕 第7条（学習等への支援等）

推進施策（3）市民活動団体との連携・支援

子どもの権利の保障に努める市民及びNPO等の市民活動団体の活動に対し、連携の促進等の支援を行います。

6 計画期間の取組内容

子どもに関わる活動をしている市民活動団体及び関係機関による地域のネットワークを構築し、地域子育て支援グループへの支援や子育て関連イベント等における連携を進めます。

おもな所管

こども未来局
区役所
教育委員会事務局

〔該当条文〕 第8条（市民活動への支援等）

¹⁵ 子どもの権利に関する週間：「かわさき子どもの権利の日」前後に、子どもの権利についての学習や学校のさまざまな活動を地域に公開する等、「より開かれた学校づくり」を推進する一環として設定した取組。

施策の方向Ⅱ

個別の支援（条例第2章）

子どもがあらゆる形態の差別を受けることがなく、それぞれの子どもの置かれている状況に応じた個別の支援を受けられるよう努め、共生社会の実現に向けて市民等の意識の普及を図ります。

推進施策（4）個別の必要に応じた支援

国籍や、性別、障害等を原因又は理由とした差別や不利益を受けることがないよう、子どもの置かれている状況に応じ、必要な支援を行うよう努めます。

7

計画期間の取組内容

国籍や文化の違い等により差別や不利益を受けることがないよう、やさしい日本語を用いた情報発信を行います。また、外国語版母子健康手帳の配布、外国人の親等に向けた各種相談・支援事業を行うとともに、外国につながるのある児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、日本語指導等の支援体制の整備を図ります。

おもな所管

市民文化局
こども未来局
危機管理本部
区役所
教育委員会事務局

8

性別による差別や不利益を受けることがないよう、男女共同参画や性的マイノリティに関する学習を支援し、各種相談事業とその広報を行います。

市民文化局
健康福祉局
こども未来局
教育委員会事務局

9

身体障害や知的障害、発達障害等による差別や不利益を受けることがないよう、障害等に係る個別の相談、養育上の悩みの共有をはじめとした障害のある子どもや親等に対する相談事業や社会参加に向けた支援等を行います。

健康福祉局
こども未来局
区役所
病院局
教育委員会事務局

10

児童養護施設等の入所者への子どもの権利ノートの配布等、権利保障の仕組みづくりや、不登校の子どもへの家庭訪問や適応指導教室等を実施します。

こども未来局
区役所
教育委員会事務局

[該当条文] 第16条（個別の必要に応じて支援を受ける権利）

推進施策（5）共生社会に関する理解の促進

さまざまな状況に置かれている子どもがそれぞれ尊重される共生社会の実現に向けて、さまざまな機会を利用して市民等の理解の促進を図ります。

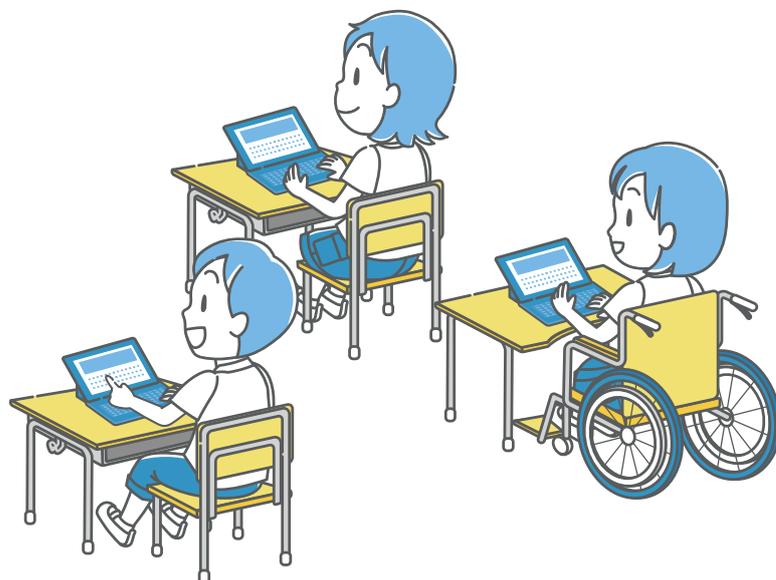
11 計画期間の取組内容

外国籍や障害などさまざまな状況に置かれている子どもがそれぞれ尊重されるよう、市民等の理解の促進を図ります。また、学校において、さまざまな文化を尊重し合い、互いを認め合う取組を進めるとともに、いじめや不登校の未然防止に向けて、「かわさき共生＊共育プログラム」等により、豊かな人間関係を育み、共生社会の形成をめざした教育を推進します。

[該当条文] 第16条（個別の必要に応じて支援を受ける権利）

おもな所管

市民文化局
健康福祉局
教育委員会事務局



施策の方向Ⅲ

家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障（条例第3章）

家庭、育ち・学ぶ施設及び地域において、子どもに関わる大人が子どもの権利を保障するよう、支援します。

家庭における子どもの権利保障（条例第3章第1節）

推進施策（6）親等による子どもの権利保障の支援

親等が、子どもの最善の利益を確保して、年齢と成長に応じて子どもの権利を保障できるよう、必要な支援を行います。

12

計画期間の取組内容

親等の子どもの権利への関心と理解が深まるよう、条例や子どもの権利について、さまざまな場で広報し、研修や講演会等の学習機会を提供します。

[該当条文] 第17条（親等による子どもの権利の保障）

おもな所管

こども未来局
教育委員会事務局

推進施策（7）子どもの養育の支援

親等に対し、子どもの養育に必要な支援を行います。また、親等が養育に困難な状況にある場合は、特に配慮した支援に努めます。

13

計画期間の取組内容

さまざまな機会を通じて子育てに関する情報を提供し、親等が安心して子どもを養育できるよう、必要な支援を行います。

14

各区の地域特性に合わせた子育て支援事業を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困窮する等により子どもの養育が困難な親等に対して、子育て環境の向上や各種相談体制及び助成制度など状況に応じた必要な支援を行います。

[該当条文] 第18条（養育の支援）

おもな所管

こども未来局
区役所
教育委員会事務局

健康福祉局
こども未来局
区役所
教育委員会事務局

推進施策（8）子育てしやすい環境づくり

事業者や市民に対し、子育てがしやすい働き方や職場環境に関する啓発を行います。

15 計画期間の取組内容

仕事を持つ親等が安心して子育てしやすいよう、男女共同参画に関連する講座やサロンなどを通じ、事業者や市民に対し、ワーク・ライフ・バランスの考え方¹⁶や取組についての普及・啓発を行います。

[該当条文] 第18条（養育の支援）

おもな所管

市民文化局
こども未来局

推進施策（9）親等による虐待・体罰の防止及び救済等

親等による虐待・体罰の未然防止、予防に向けた啓発活動の充実及び虐待等の早期発見に努め、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済、回復のための支援を行います。

重点施策1 虐待・体罰・いじめの防止及び救済等の取組

16 計画期間の取組内容

要保護児童等の適切な保護や相談支援を実施するため、児童相談所や区の体制強化や児童家庭相談支援機能の充実に取り組むとともに、「要保護児童対策地域協議会」等、各種関係機関の連携により、虐待の早期発見、早期対応及び未然防止に努めます。

おもな所管

こども未来局

重点施策1 虐待・体罰・いじめの防止及び救済等の取組

17

児童虐待の発生予防と社会的認識向上のため、乳幼児健診の場や新生児訪問事業等で、親等に対する虐待・体罰防止に関する広報・啓発及び相談体制を充実するなど親支援を通じた虐待予防事業を実施します。

こども未来局

重点施策1 虐待・体罰・いじめの防止及び救済等の取組

18

来所に加え電話・SNSを活用した各種相談事業や、児童相談所・区役所等の関係機関及び地域の連携により、虐待からの救済及び回復に努めます。

こども未来局
市民オンブズマン事務局
教育委員会事務局

[該当条文] 第19条（虐待及び体罰の禁止）、第20条（虐待からの救済及びその回復）

¹⁶ ワーク・ライフ・バランスの考え方：ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を指します（出典：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章（内閣府））。

育ち・学ぶ施設における子どもの権利保障（条例第3章第2節）

推進施策（10）育ち・学ぶ施設等の環境整備・安全管理

子どもが自ら育ち、学べるよう、育ち・学ぶ施設等における環境整備を行います。また施設の安全管理体制を整備し、子どもの安全を確保します。

19

計画期間の取組内容

学校や子ども夢パーク、こども文化センター等において、親等や地域の住民と連携を図りながら、子どもが自ら育ち、学べるよう環境を整備します。

[該当条文] 第21条（育ち・学ぶ環境の整備等）

おもな所管

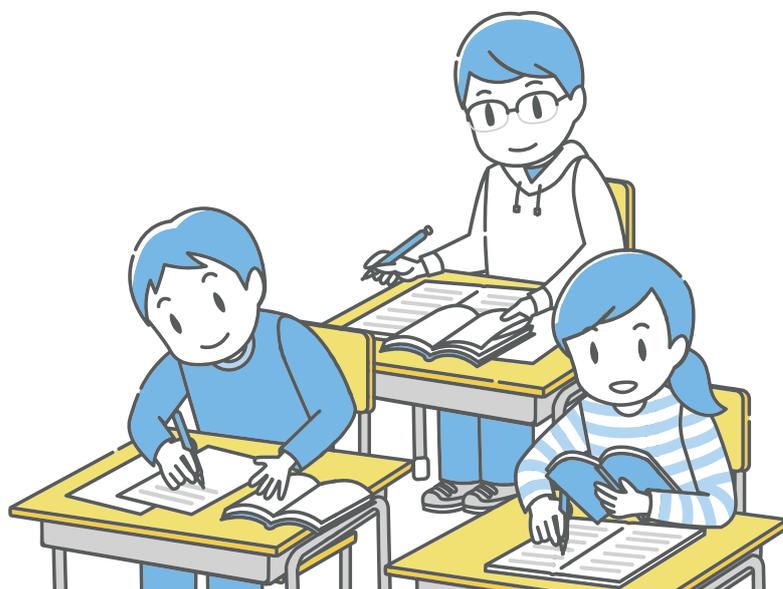
こども未来局
教育委員会事務局

20

保育園や学校、こども文化センター等における施設整備等、子どもの自主的な活動が安全のもとで保障されるよう、利用しやすい環境とともに、安全管理体制を整備します。

[該当条文] 第22条（安全管理体制の整備等）

こども未来局
教育委員会事務局



推進施策（11） 育ち・学ぶ施設等の職員の虐待・体罰の防止及び相談・救済等

育ち・学ぶ施設等の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止に関する啓発を行います。また、子どもへの虐待及び体罰に関する相談体制を整備するほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。

重点施策 1 虐待・体罰・いじめの防止及び救済等の取組

21 計画期間の取組内容

条例や虐待防止に関する啓発資料等の配布、各種研修の実施等により、保育所や学校をはじめとした育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止について啓発します。

おもな所管

こども未来局
教育委員会事務局

重点施策 1 虐待・体罰・いじめの防止及び救済等の取組

22

育ち・学ぶ施設において、各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣等、子どもが虐待や体罰について相談しやすい環境を整備するほか、関係機関との連携により、子どもの救済及び回復を迅速に進めます。

こども未来局
教育委員会事務局

[該当条文] 第 23 条（虐待及び体罰の禁止等）

推進施策（12） 育ち・学ぶ施設等におけるいじめの防止及び相談・救済等

いじめの防止を図るため、子どもに対して子どもの権利についての啓発を行い、施設の職員に対してはいじめ防止に関する研修を実施します。また、いじめに関する相談体制の整備を行うほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。

重点施策 1 虐待・体罰・いじめの防止及び救済等の取組

23

計画期間の取組内容

子ども自身が子どもの持つ権利を理解して、権利侵害から身を守れるよう、権利学習派遣事業等により子どもの権利学習を推進します。

おもな所管

教育委員会事務局

24

育ち・学ぶ施設におけるさまざまな職種の職員の人材育成として、実践報告会や交流会など個々の業務に即した内容でいじめ防止のための子どもの権利に関する研修を行い、人権尊重に基づいた教育活動の推進を図ります。

重点施策 1 虐待・体罰・いじめの防止及び救済等の取組

教育委員会事務局

25

学校等において、各種相談カードの配布等による救済制度の周知や社会福祉や心理の専門性を持った職員の配置などにより、子どもや保護者がいじめについて相談しやすい環境を整備するほか、関係機関と連携し、いじめの発生を未然に防止します。

重点施策 1 虐待・体罰・いじめの防止及び救済等の取組

市民オンブズマン事務局
教育委員会事務局

〔該当条文〕 第 24 条（いじめの防止等）

推進施策（13） 育ち・学ぶ施設における個人情報の管理

育ち・学ぶ施設において、子ども本人に関する文書等を適切に管理します。

26

計画期間の取組内容

学校や保育所等において、子ども本人に関する文書等を公正に作成し、個人情報保護条例等に基づき適切に管理して、その子どもの最善の利益を損なうことのないよう配慮します。

おもな所管

こども未来局
教育委員会事務局

〔該当条文〕 第 25 条（子ども本人に関する文書等）

地域における子どもの権利保障（条例第3章第3節）

推進施策（14） 地域における子育て及び教育環境の整備等

子どもの育ちの場である地域において、子どもの活動が安全のもとで行われるよう配慮し、地域における子育て及び教育環境を整備します。また、子どもについての適切な情報共有と連携を行い、子どもを切れ目なく支援します。

27 計画期間の取組内容

子どもにとって安全・安心なまちづくりに向け、防犯や交通安全等の対策事業を実施します。また、川崎市青少年育成連盟及び構成団体や青少年指導員連絡協議会など各種活動団体や地域教育会議等による地域の子育てや教育環境の整備に向けた取組を支援します。

おもな所管

市民文化局
こども未来局
区役所
教育委員会事務局

28

一人ひとりの子どもの成長を一体的に支援するため、幼稚園・保育園、小学校、中学校等が適切な情報共有と連携を行い、支援を円滑に引き継ぎます。

こども未来局
区役所
教育委員会事務局

29

地域の関係機関・団体が子どもの支援に関わる適切な情報共有と連携を行い、子どもの各成長段階を通して、子どもの抱える課題が引き継がれるよう、切れ目のない子ども・子育て支援を行います。

こども未来局
区役所

[該当条文] 第26条（子どもの育ちの場等としての地域）

推進施策（15）子どもの居場所の確保

地域における子どもの居場所を確保し、地域全体で見守ります。

重点施策 2 子どもの意見表明・参加を支援する取組

30

計画期間の取組内容

地域において、子どもがありのままの自分でいられ、休息して自分を取り戻すことができ、安心して人間関係をつくり合うことができる、こども文化センターや子ども夢パーク等の居場所づくりとともに、地域ぐるみで学習支援や体験を支援する仕組みづくりを行います。

おもな所管

健康福祉局
こども未来局
区役所
教育委員会事務局

31

不登校等の子どもの居場所として、子どもが安心して過ごせる場所の確保等の支援を行うとともに、不登校対策に関わる機関の連携による情報交換会や不登校相談会、進路情報説明会等を実施します。

こども未来局
区役所
教育委員会事務局

32

子どもの居場所についての考え方やその役割等について理解を進めるため、地域や関係機関に対して、パンフレットや広報誌など、さまざまな媒体を用いた広報や啓発事業を効果的に実施します。

こども未来局

33

NEW

地域で居場所の提供等に関する活動を行う市民・団体と連携するとともに、その活動を支援することで、学校や家庭だけではなく、地域の中で子どもが安全・安心して過ごせる居場所づくりを促進します。

こども未来局
区役所

[該当条文] 第 27 条（子どもの居場所）

推進施策（16）地域における子どもの活動の支援

地域における子どもの自治的な活動を奨励し、その支援に努めます。

34

計画期間の取組内容

行政区、中学校区における子ども会議の取組や、子ども会等青少年関係団体等を支援し、地域における子どもの自治的な活動を奨励します。

おもな所管

こども未来局
教育委員会事務局

[該当条文] 第 28 条（地域における子どもの活動）